

『府県制度改革に関する意見』

東京市政調査会地方制度研究会 [編]

東京市政調査会発行／1955年6月／B5判／15頁／図書番号 OIZ-0828

第2次地方制度調査会の第4回総会（1954年11月）から第7回総会（1955年1月）において、現行府県制度の欠陥の指摘とその改革に関する議論が展開された。地方六団体からも相次いで府県制度について意見書が発表された。

こうした状況を受け、東京市政調査会（現 後藤・安田記念東京都市研究所）が世話役となり、蠟山政道ほか11名の学者による地方制度研究会（以下、研究会）が設けられた。本書は、その検討結果をまとめたものである。

「一. われわれの立場」では、府県制度の難点を「第一に、府県が地方自治の本旨を実現するに足るだけの条件を具備していないこと、第二に、広域機能の処理にあたって、「官治的道州制にまで飛躍するまえに、…有効な組織の発見に努めていない」ことに起因するとし、これを打開せずに拙速な改革を行えば、「市町村の自治が官僚統制の下に抑圧される」だけでなく、「国の民主体制そのものを崩壊に導くおそれがある」とする。その上で、「地方自治の本旨にかなう解決方法を検討する余地がある」として、現行府県制度に変更を加えない立場をとる。

「二. 基本方針」では、まず府県は、「完全自治体としての性格を保有する」とし、広域行政を行うには「現行府県区域等による制約を是正する措置」が必要だとする。また、国と地方公共団体や地方公共団体相互の調整役を務める「地方自治委員会」を設置するなどの改革案を列記する。

「三. 改革要綱」では、具体的改革案を述べる。「(一) 性格」では、府県は広域行政事務を主な目的とし、国政事務の委任は極力制限する。「(二) 機能」では、府県は市町村の「補完行政事務」を行い、広域行政を主眼とする。「(三) 区域」では、広域行政を行う上で現行区域では不十分な場合、府県相互の「協力機関」を設置する。また、河川や港湾等の管理機関を設置する場合、関係地方公共団体の参加を認める。「(四) 地方自治委員会」では、内閣に地方自治委員会を置き、地方公共団体の紛争の調停、地方自治に関する国の法律案・政令案審議の監視・参画にあたる。委員は、衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。地方財政平衡交付金、国庫補助金、地方債等配分の策定にも関与する。「(五) 知事公選制」では、知事公選の効果を高めるため、住民の直接請求権行使の容易化を再検討する。「(六) 行政委員会制度」では、事務局を簡素化し運営と経費の合理化をはかる。「(七) 府県と国との関係」では、機関委任事務は地方公共団体を通じなければ適切に処理できないものに限る。「(八) 府県と市町村との関係」では、市町村と府県は対等とし、市町村住民の日常生活に関する事務は、原則、市町村へ移譲する。「(九) 財政」では、経費の節約に努め適正に運営する。所得税・法人税を軽減し、府県民税を引き上げる。国庫補助金は、原則廃止し、地方財政平衡交付金の増額で補てんする。

その後も、府県制度をめぐる議論は第4次地方制度調査会まで引き継がれた。1957（昭和32）年10月、同調査会は現行の府県を廃止して、国と市町村との間に「地方」（仮称）を置くとする答申を内閣総理大臣へ提出した。ただし、同答申には府県を統合・再編する少数意見が併記された。

（柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹）